特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

| 評価書番号 | 評価書名 |
|-------|----------------|
| 4 | 富士市国民健康保険税賦課事務 |

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

富士市は国民健康保険税賦課事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

公表日

令和7年4月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

| 1. 特定個人情報ファイル | を取り扱う事務 | | | | |
|----------------|---|--|--|--|--|
| ①事務の名称 | 国民健康保険税賦課事務 | | | | |
| ②事務の概要 | 地方税法・国民健康保険法及び市税条例に基づき以下の事務を行っている。 ・世帯主及び擬制世帯主に対し、国民健康保険税を賦課する。 ・非自発的失業者に係る軽減申請書により、保険税の減額を行う。 ・所得申告書・申請書等から、低所得者に対する保険税の減額・免除判定を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ・住民の異動届等により国民健康保険の加入、脱退手続きによる資格の加入喪失入力事務。 ・国民健康保険税賦課に係る事務。 ・住所地特例者の住所地及び転入者の前住所地への所得照会。 | | | | |
| ③システムの名称 | MICJET MISALIO(宛名システム、国民健康保険システム)、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー | | | | |
| 2. 特定個人情報ファイル: | 名 | | | | |
| 宛名特定個人情報ファイル、国 | 国民健康保険特定個人ファイル | | | | |
| 3. 個人番号の利用 | | | | | |
| 法令上の根拠 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表 24,44の項 | | | | |
| 4. 情報提供ネットワークシ | マステムによる情報連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | | | | |
| ①実施の有無 | <選択肢> | | | | |
| ②法令上の根拠 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2, 3, 6, 13, 27, 38, 42, 48, 56, 65, 69, 70, 71, 83, 87, 111, 115, 125, 131, 137, 141, 145, 158, 161, 164, 165, 166, 173の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第69, 70, 71の項 | | | | |
| 5. 評価実施機関における | 担当部署 | | | | |
| ①部署 | 保健部国保年金課 | | | | |
| ②所属長の役職名 | 国保年金課長 | | | | |
| 6. 他の評価実施機関 | | | | | |
| | | | | | |
| 7. 特定個人情報の開示・ | 訂正·利用停止請求 | | | | |
| 請求先 | 郵便番号417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市役所 保健部国保年金課 | | | | |

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

電話番号0545-55-2752

連絡先

郵便番号417-8601 富士市永田町1丁目100番地 富士市役所 保健部国保年金課 電話番号0545-55-2752

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

| 1. 対象人数 | | | | | | | |
|--|---------|-----------------|-------------|---|---|-----------|--|
| 評価対象の事務の対象人数は何人か | | [1万人以上10万人未满] | | | <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上 | | |
| いつ時点の計数か | | 令和 | 12年12月1日 時点 | | | | |
| 2. 取扱者 | 2. 取扱者数 | | | | | | |
| 特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か | | [| 500人未満 |] | <選択肢> 1) 500人以上 | 2) 500人未満 | |
| いつ時点の計数か | | 令和2年12月1日 時点 | | | | | |
| 3. 重大事故 | | | | | | | |
| 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか | | [| 発生なし |] | <選択肢> 1) 発生あり | 2) 発生なし | |

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

| 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類 | | | | | | |
|---|-------------|----------------|--|----------------|--|--|
| | |] ぞれ重点項目評価書 | <選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 又は全項目評価書において、リスク | 「全項目評価書 | | |
| 2. 特定個人情報の入手(† | 青報提供ネットワークシ | ノステムを通じた入 | 手を除く。) | | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 3. 特定個人情報の使用 | | | | | | |
| 目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 権限のない者(元職員、アク セス権限のない職員等)によっ て不正に使用されるリスクへ の対策は十分か | [十分である | 1 | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 4. 特定個人情報ファイルの | り取扱いの委託 | |] |]委託しない | | |
| 委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 5. 特定個人情報の提供・移転 | (委託や情報提供ネット | ワークシステムを通し | こた提供を除く。) [|]提供・移転しない | | |
| 不正な提供・移転が行われる Jスクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 6. 情報提供ネットワークシ | ステムとの接続 | I |]接続しない(入手) [|]接続しない(提供) | | |
| 目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |
| 不正な提供が行われるリスク への対策は十分か | [十分である |] | <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている | | | |

| 7. 特定個人情報の保管・ | 消去 | | | |
|-----------------------------|------------|---------------------------|------------------|--|
| 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か | [| 十分である |] | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている |
| 8. 人手を介在させる作業 | | | | []人手を介在させる作業はない |
| 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か | [| 十分である | 1 | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている |
| 判断の根拠 | ス可能 を記録 | な職員を年度ごとに作 し、定期的に分析する。 | 成することで ことで不正な | Cカードとパスワードによる認証によって限定されており、アクセでアクセス権限の定期的な管理を行っている。またアクセスログ 『アクセスが無いことを確認している。これらの対策を講じている 『用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。 |

| 9. 監査 | | | | | | | |
|----------------------|---|--|--|--|--|--|--|
| 実施の有無 | [O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査 | | | | | | |
| 10. 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | | |
| 従業者に対する教育・啓発 | <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない | | | | | | |
| 11. 最も優先度が高いと考 | えられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する | | | | | | |
| 最も優先度が高いと考えられ る対策 | [9) 従業者に対する教育・啓発 <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 | | | | | | |
| 当該対策は十分か【再掲】 | <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている | | | | | | |
| 判断の根拠 | 研修計画に従い、特定個人情報を取り扱う事務に従事する職員(会計年度認証職員を含む)に対し、教育研修を毎年度実施している。各研修においては受講確認を行い、未受講者に対しては再受講の機会を付与し、関係するすべての職員が研修を受講するための措置を講じている。併せて、業務中に生じた漏洩等の危機的状況について相互に情報を交換し合い、危機回避対策の情報を交換し合っている。これ等の対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分行っている」と考えられる。 | | | | | | |

変更箇所

| 変更日 | 項目 | 変更前の記載 | 変更後の記載 | 提出時期 | 提出時期に係る説明 |
|-------------------|--|---|---|------|---------------|
| 平成28年4月1日 | 所属長 | 国保年金課長 金森 映夫 | 国保年金課長 小川 洋二郎 | 事後 | 人事異動に伴う変更 |
| | Ⅳリスク対策 | | 追加 | 事後 | |
| 平成31年1月15日 | | 国保年金課長 小川 洋二郎 | 国保年金課長 | 事後 | 様式変更に伴う変更 |
| 今和9年19日9 □ | IIしきい値判断項目 | 2015/10/1 | 2020/12/1 | | |
| 令和3年9月1日 | 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 | 番号法第19条第7号 別表第二 項番 27.28.29.42.44.45.46 | 番号法第19条第8号 別表第二 項番 27.28.29.42.44.45.46 | 事後 | 番号利用法の改正による変更 |
| 令和7年4月1日 | | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表第一 16,30の項 | 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という) 第9条第1項 別表 24,44の項 | 事後 | |
| 令和7年4月1日 | I -4-(2) | 番号法第19条第8号 別表第二 項番 27,28,29,42,44,45,46 | (情報提供の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第2、3、6、13、27、38、42、48、56、65、69、70、71、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項(情報照会の根拠) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第69、70、71の項 | 事後 | |
| | 8. 人手を介在させる作業、1 1. もっとも優先度が高いと考 えられる項目 | | 追加 | 事後 | 様式変更に伴う変更 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |